



長野県報

1月17日(木)
平成25年
(2013年)
第2437号

目次

規則

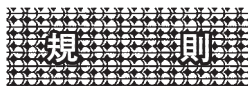
長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則（食品・生活衛生課）	1
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	3

告示

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	3
公共測量の終了（建設政策課）	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	6
一般競争入札（河川課）	6
一般競争入札（生活排水課）	7
一般競争入札（消防課）	7
一般競争入札（2件）（高校教育課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（高校教育課）	10
正誤（2件）（森林づくり推進課）	10



長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則をここに公布します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第1号

長野県食品安全・安心条例に基づく食品等の自主回収の報告に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県食品安全・安心条例（平成24年長野県条例第76号。以下「条例」という。）第20条第1項及び第5項の規定により、食品等の自主回収の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（自主回収着手報告書等）

第2条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 回収する食品等を特定する情報
- (2) 回収する食品等の販売先、その販売期日及びその販売した数

量

- (3) 回収する食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地
- (4) 回収に着手した期日
- (5) 回収する食品等を摂取し、又は使用した場合に想定される健康への影響
- (6) 回収の方法
- (7) 回収を行っていることを周知する方法
- (8) その他必要な事項

2 条例第20条第1項の規定による報告は、自主回収着手報告書（様式第1号）により行うものとする。

（自主回収の報告を要する場合）

第3条 条例第20条第1項第1号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下この項において「府令」という。）第1条第2項第2号又は食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第46号。以下この項において「乳等府令」という。）第3条第2項第2号のホ若しくはト、第3号のヲ若しくはカ若しくは第4号のチの規定による消費期限又は賞味期限について、これらの

規定により表示すべき期限よりも後の年月日を表示した場合

(2) 府令第1条第2項第6号、第7号若しくは第10号又は乳等府令第3条第2項第3号のチ若しくはリ若しくは同項第4号のホ若しくはへに定める特定原材料の表示の基準に合う表示がない場合

(3) 府令第1条第2項第8号又は乳等府令第3条第2項第2号のへ、第3号のワ若しくは第4号のりに定める保存の方法の表示の基準に合う表示がない場合

2 条例第20条第1項第2号の規則で定める場合は、同一のロットを形成する食品等の中に次に掲げる食品等が相当数であると認められるものである場合とする。

(1) 意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着した食品等又はその疑いがある食品等

(2) 人の健康に係る被害が生じている場合において、当該被害の態様からみて当該被害と同様の被害を発生させる原因となるおそれがある食品等

(3) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第54条の規定による命令が発せられ、現に当該命令に係る処置がとられている場合において、当該命令の対象となった食品等と同種又は類似の食品等であって、当該命令に係る違反と同様の違反の疑いがあるもの

(自主回収終了報告書等)

第4条 条例第20条第5項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 回収した食品等の名称

(2) 回収した食品等の数量

(3) 回収した食品等の保管場所

(4) 回収した食品等の処分等の方法及び予定期日

(5) 再発防止のために講ずることとした措置

(6) その他必要な事項

2 条例第20条第5項の規定による報告は、自主回収終了報告書(様式第2号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第1号)(第2条関係)

自主回収着手報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(生産・採取・製造・輸入・加工・販売)した食品等について自主的な回収に着手したので、長野県食品安全・安心条例第20条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

回収する食品等の名称(商品名)		
回収する食品等を特定する情報		
回収する食品等の販売先、その販売期日及びその販売した数量	販売先	
	販売期日	
	販売した数量	
回収する食品等の製造等が行われた事業所の名称及び所在地		
回収に着手した期日		
回収する理由		
回収する食品等を摂取し、又は使用した場合に想定される健康への影響		
回収の方法		
回収を行っていることを周知する方法		
問い合わせ先		
備考		

(備考) 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。

2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

3 「回収する食品等を特定する情報」欄は、食品等の形態、重量、容量、消費期限、賞味期限及び製造番号等を記入すること。

4 「備考」欄は、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定期日等を記載すること。

(添付書類) 1 回収する食品等の写真

2 周知する内容を記した書面

(様式第2号)(第4条関係)

自主回収終了報告書

年 月 日

長野県知事 殿

住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで報告した食品等の自主的な回収が終了したので、長野県食品安全・安心条例第20条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

回収した食品等の名称(商品名)	
回収を終了した期日	
回収した食品等の数量	
回収した食品等の保管場所	
回収した食品等の処分等の方法及び予定期日	
再発防止のために講ずることとした措置	
問い合わせ先	
備考	

- (備考) 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする
こと。
2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等を形成するロットが複数ある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。

食品・生活衛生課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

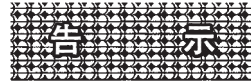
長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の2の(6)中「入学金及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

会計課



長野県告示第18号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年1月17日

長野県知事 阿部守一

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市大字入山辺字山辺山北側8961の1681(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市大字浅間温泉字城山1151の1、1152、1153
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第19号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。